

山梨県公報

第四百五十一号

令和六年

二月二十九日

木曜日

目次

○道路の区域変更(四件).....	六三
公 告	
○公共測量の終了.....	六四
○都市計画の変更図書の縦覧.....	六四
○令和六年二級建築士試験の実施.....	六四
○令和六年木造建築士試験の実施.....	六五

告示

山梨県告示第三十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和六年三月二十一日まで一般の縦覧に供する。

令和六年二月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 百四十号
- 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
山梨市三富川浦字地藏沢八九六番一地先から	旧	一八・六	一一二・〇
	新	四四・三	
山梨市三富川浦字地藏沢八八二番地先まで	新	一五・六	一一二・〇

山梨県告示第四十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和六年三月二十一日まで一般の縦覧に供する。

令和六年二月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 甲府山梨線
- 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
山梨市堀内字小揚五一五番地先から	旧	九・五	二九五・五
	新	二〇・四	
山梨市大工字中村田三三八番一地先まで	新	九・五	二九五・五

山梨県告示第四十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和六年三月二十一日まで一般の縦覧に供する。

令和六年二月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 青木ヶ原船津線
- 道路の区域

区間	旧新 敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南都留郡富士河口湖町勝山字南羽根子一七八〇番一地从先から 南都留郡富士河口湖町勝山字南羽根子一七八〇番一地从先まで	旧 三九・四 新 三九・六 一八二・三	一七・〇

山梨県告示第四十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から令和六年三月二十一日まで一般の縦覧に供する。

令和六年二月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 四日市場上野原線
- 三 道路の区域

区間	旧新 敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
上野原市秋山字祭神戸九六二〇番一地从先から 上野原市秋山字祭神戸九六一八番一地从先まで	旧 一三・五 新 一四・七 二六・九	一八・九

公 告

● 公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により南アルプス市から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年二月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量(デジタル航空写真及び写真地図(地図情報レベル1000))
- 二 測量の地域 山梨県南アルプス市の一部
- 三 測量の期間 令和五年十月二十日から令和六年一月三十一日まで

● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により山梨市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和六年二月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 都市計画の種類 峡東都市計画道路
- 二 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

● 令和六年二級建築士試験の実施

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十三条の規定により、令和六年二級建築士試験を次のとおり実施する。なお、試験の実施に関する事務は、同法第十五条の六第一項の規定により、山梨県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センター(以下「センター」という。)に行わせる。

令和六年二月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 試験日時
 - 1 学科の試験 令和六年七月七日(日) 午前十時十分から午後五時二十分まで
 - 2 設計製図の試験 令和六年九月十五日(日) 午前十一時から午後四時まで
- 二 試験場所 甲府市相生二丁目二番十七号 甲府商工会議所
- 三 受験申込手続
 - (1) 原則として、新規受験者を含めたすべての者がインターネットによる受験申込を

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番